

都市計画決定図書作成の手引き (都市施設編)



平成28年4月

鳥取県県土整備部技術企画課

都市計画決定図書作成の手引き（都市施設編） 目次

1	都市計画決定（変更）の流れ.....	1
1-1	都市計画素案の作成.....	1
	（1）事前相談.....	1
	（2）素案（図書）の作成.....	1
	（3）スケジュール案の作成.....	1
	（4）素案の送付.....	1
1-2	住民意見の反映（16条1項）.....	1
	（1）住民意見の反映.....	1
1-3	関係機関協議等.....	1
	（1）市町村意見聴取（18条1項）.....	1
	（2）国土交通大臣協議（18条3項）.....	1
	（3）施設管理予定者との協議（23条6項）.....	2
	（4）その他関係機関との協議.....	2
1-4	公告、縦覧、意見書の提出.....	2
	（1）公告・縦覧（17条1項）.....	2
	（2）意見書の提出（17条2項）.....	2
1-5	都市計画審議会（18条1項）.....	2
	（1）諮問.....	2
	（2）議決.....	2
	（3）都市計画審議会の開催時期.....	2
1-6	都市計画の決定及び変更（18条1項）.....	3
	（1）都市計画の決定及び変更.....	3
	（2）告示（20条1項）.....	3
	（3）図書の送付（20条1項）.....	3
	（4）縦覧（20条2項）.....	3
1-7	都市計画決定（変更）フロー.....	4
	（1）県決定.....	4
	（2）市町村決定.....	5
2	都市計画決定（変更）図書の作成.....	6
	（1）都市施設の都市計画決定（変更）図書.....	6
	（2）図書の作成部数.....	6
	（3）都市計画決定（変更）図書の作成例.....	7
3	資料編.....	19
	資料1 都市施設の整備に関する計画（都市計画便覧 H28.4 改定版 抜粋）.....	20
	資料2 都市計画決定権者一覧（都市施設）.....	23
	資料3 都市計画案の公聴会等開催要件.....	24
	資料4 都市計画審議会における審議方法の見直し.....	25
	資料5 様式集.....	28

1 都市計画決定（変更）の流れ

1-1 都市計画素案の作成

(1) 事前相談

原因者（都市計画事業を実施する事業担当課等）は都市計画の決定（変更）が必要な案件が発生した場合には、都市計画担当課（技術企画課）に対し、他の都市計画との整合、手続き、図書の作成、スケジュール調整等を行う必要があるため事前相談を行うこと。

(2) 素案（図書）の作成

原因者は、都市計画素案の作成を行うこと。なお、過去の都市計画決定図書は公文書館に保管されているので、貸出しを希望する場合には前もって担当者に依頼すること。

(3) スケジュール案の作成

都市計画担当課は、事前相談を受けた案件についてスケジュール案を作成し、原因者と都市計画決定（変更）手続きの日程調整を行うこと。

(4) 素案の送付

原因者は、素案の作成ができた段階で都市計画担当課に対し、素案を送付すること。この素案送付をもって都市計画決定の手続きが正式にスタートすることとなる。

都市計画担当課は、素案が送付された場合にはすみやかに内容の確認を行い、修正の必要がある場合には都市計画決定協議DB又は文書により修正指示を行うこと。

1-2 住民意見の反映（16条1項）

(1) 住民意見の反映

都市計画の案を作成しようとする場合においては、必要に応じて公聴会の開催等により住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされている。住民意見の反映は、都市計画案の策定における多様な住民参加の機会の提供、及び合意形成を促進する観点から、できるだけ早い段階で行うことが望ましい。（資料3 都市計画案の公聴会等開催要件 参照）

【都市計画案の策定における住民参加手法の例】

○不特定多数の住民を対象とするもの	→アンケート、パブリックコメント、公聴会
○特定の地域の住民を対象とするもの	→住民説明会、拡大住民説明会

1-3 関係機関協議等

都市計画決定手続きにおいては市町村の意見聴取、国土交通大臣協議、施設管理予定者との協議が必要とされている。都市計画担当課は、これら以外にも円滑な事業実施の観点から任意の手続きとして事前協議・照会を行なうこととしている。また、原因者及び都市計画担当課は、都市計画案の作成における手戻りを最小限とするため、必要に応じて事前説明を行うことが望ましい。

(1) 市町村意見聴取（18条1項）

市町村が定める都市計画との整合を図り、計画調整を行うため、都市計画を決定（変更）しようとする関係市町村に対して意見照会を行う。法定手続きに先立って事前照会をすることとしており、必要に応じて事前説明を行う。

(2) 国土交通大臣協議（18条3項）

国の利害に重大な関係がある都市計画を決定（変更）しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。法定手続きに先立って事前協議をすることとしており、必要に応じて事前説明を行う。

協議期間に1～2箇月間を要する場合が多く、その後の手続きのスケジュールに与える影響が大きいいため、円滑な調整を行うことが必要である。

（3）施設管理予定者との協議（23条6項）

都市施設に関する都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、当該都市施設の管理予定者に協議しなければならない。法定手続きに先立って、必要に応じて事前説明を行う。

（4）その他関係機関との協議

原因者（事業者）は、都市計画の決定（変更）手続きに併せて、その後の事業実施段階における関係法令手続きや調整事項を明らかにするため、必要に応じて前述（3）以外の関係機関との協議・調整を行う。

1-4 公告、縦覧、意見書の提出

（1）公告・縦覧（17条1項）

都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、都市計画の案を公告の日から2週間縦覧しなければならない。公告は県公報に掲載することにより行い、都市計画担当課及び関係市町村の市役所・役場で縦覧を行う。

県公報の掲載のみでは十分な周知が困難であることから、必要に応じて県政記者クラブへの資料提供、ホームページ、県及び市町村広報誌、新聞広告、ケーブルテレビ等を通じて、縦覧を行うことを広く周知することが望ましい。

（2）意見書の提出（17条2項）

都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。この場合、「住民」とは、必ずしも住民登録を行っている者に限定する必要はなく、「利害関係人」とは、都市計画が決定されようとする施設又は事業の区域内の土地について、所有権、賃借権を持っている者等の法律上の利害関係を有する者のほか、ひろく、その土地の周辺の住民、施設を利用しようとする者も利害関係人となるとされている。（都市計画法の運用Q&A）

1-5 都市計画審議会（18条1項）

（1）諮問

都市計画の案について、県土整備部長が都市計画審議会に諮問を行う。都市計画の案を都市計画審議会に付議しようとする場合は、前記により提出された意見書の要旨を資料として都市計画審議会に提出する。この場合、意見書に対する都市計画決定権者の見解を示した見解書を提出するものとする。

（2）議決

都市計画審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長が決する。

（3）都市計画審議会の開催時期

都市計画審議会の開催には、概ね2ヶ月程度の準備期間が必要となる。また、委員には県議会議員、市町村長、市町村議会議長等が含まれるため、極力、議会が開催される月には審議会を開催しないこととしている。

なお、平成22年3月から都市計画審議会における審議のいっそうの充実を図り、重要案件について十分な審議時間を確保するために予備審議を設ける等、審議方法の見直しを行っている。（資料4参照）

1-6 都市計画の決定及び変更（18条1項）

（1）都市計画の決定及び変更

県は都市計画審議会の議を経た都市計画案を決定（変更）する。

（2）告示（20条1項）

都市計画を決定（変更）したときは、その旨を県公報に告示する。都市計画は告示のあった日から効力を生ずる。

（3）図書の送付（20条1項）

都市計画を決定（変更）したときは、関係市町村長に図書の写しを送付すること。図書の送付を受けた市町村は、その写しを縦覧するとともに、縦覧場所を公報その他の手段により公告しなければならない。また、市町村が都市計画を決定（変更）したときには県知事に図書の写しを送付し、県においても公告・縦覧を行う。

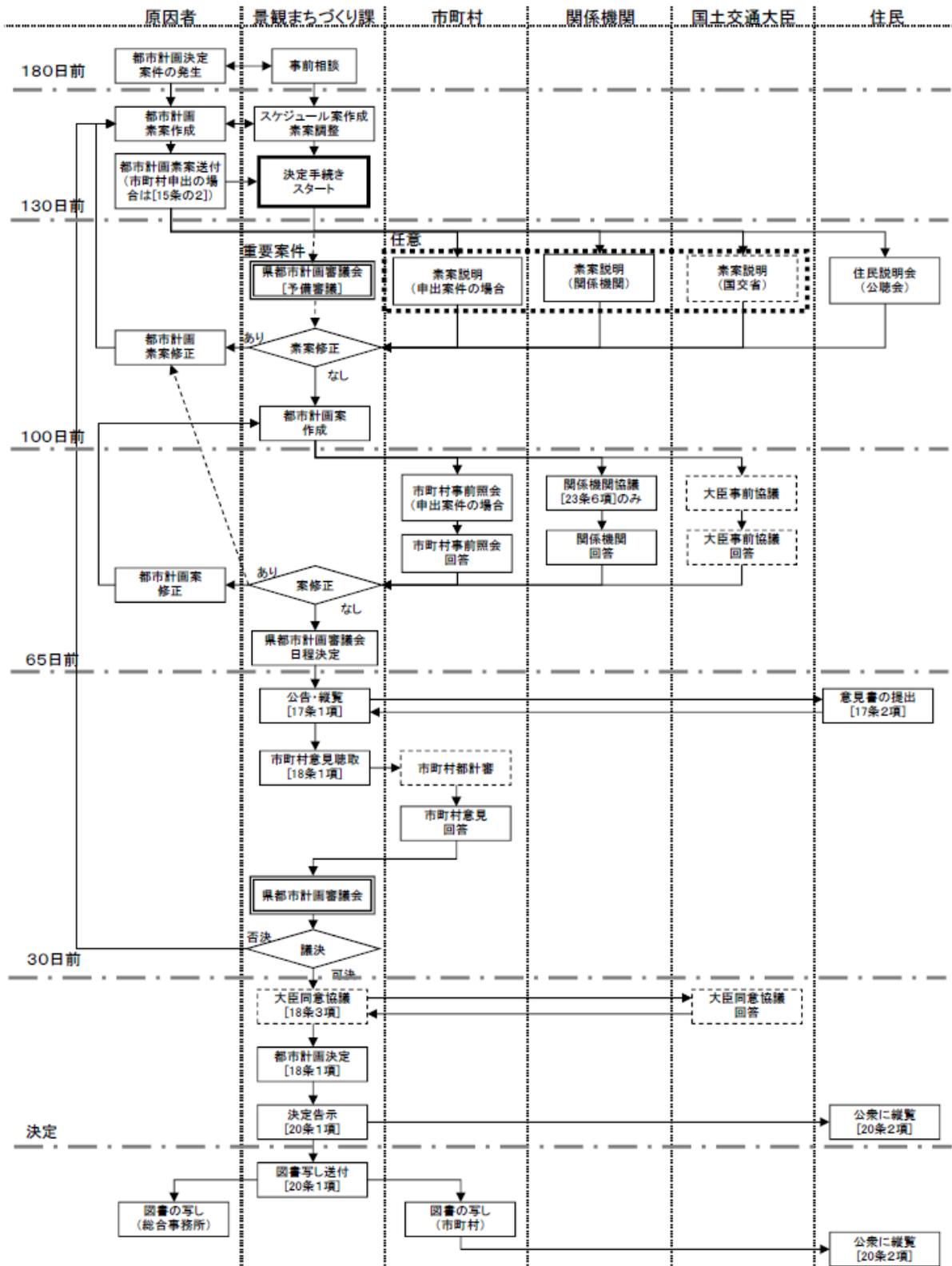
（4）縦覧（20条2項）

都市計画の決定（変更）図書は永久的に縦覧に供しなければならないが、大部分は公文書館及び政策法務課書庫に保管されているため、住民や関係機関からの求めに応じて迅速な対応が可能となるよう、都市計画情報管理台帳データベースの構築によるサービス向上と事務の簡素化を行っている。

1 - 7 都市計画決定（変更）フロー

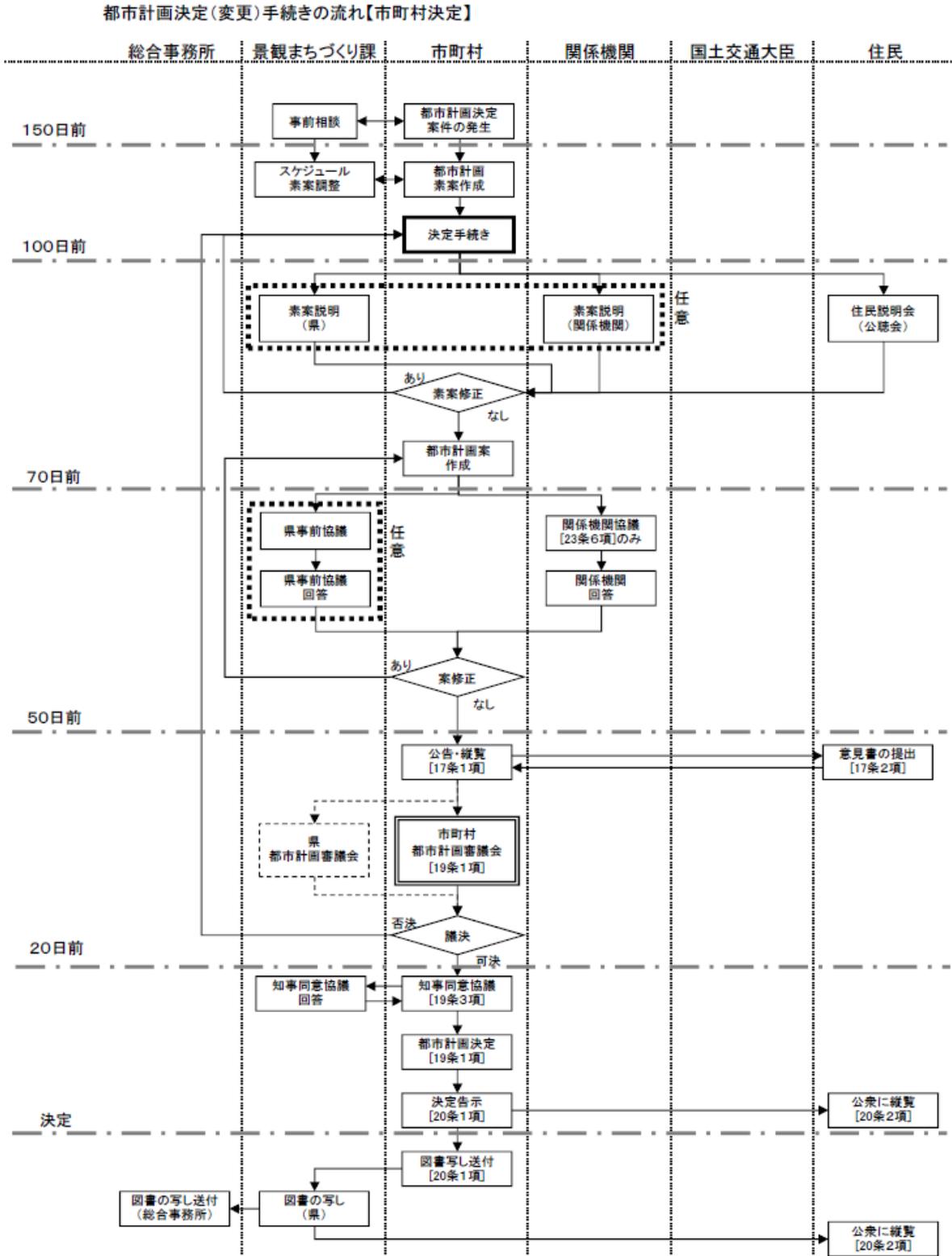
(1) 県決定

都市計画決定(変更)手続きの流れ【県決定】



注1)このフローは原因者(事業者または市町村)発意による都市計画決定(変更)の場合を想定している。
 注2)都市計画担当課発意の場合は「原因者＝景観まちづくり課」となる。
 注3)日数は大臣同意案件で手続きが順調に進んだ場合の概ねの目安である。

(2) 市町村決定



注1)このフローは市町村が決定する都市計画の手続きの望ましい流れを示したものであり、順序を指定するものではない。
 注2)市町村において独自に手続きの流れ等を定めている場合は、そちらが優先するものとする。
 注3)日数は手続きにかかる概ねの目安であり、出来るだけ早い段階でのスケジュール調整が望ましい。
 注4)広域調整の対象となる都市計画の場合は、県同意手続きにおいて別途広域調整が必要となる。

2 都市計画決定（変更）図書の作成

（1）都市施設の都市計画決定（変更）図書

【都市施設の都市計画決定（変更）図書一覧】

図書名称	使用様式・図面	記載事項	備考
①計画概要書	作成例 1	計画概要を記載	○共通
②計画書 (理由書)	作成例 2	法令により都市計画に定めるべき事項 (当該都市計画を定める理由)	■共通
③総括図	1/25,000以上の地形図 作成例 3	おおむねの区域	●共通
④計画図	1/2,500以上の平面図 作成例 4	法令により都市計画に定めるべき事項	●共通
⑤都市計画の策定の 経緯	作成例 5	都市計画決定に必要な手続きの状況及び事 業予定	○共通
⑥字名一覧表	作成例 6	都市施設の区域に含まれる字名を記載	○共通
⑦関係機関協議状況	作成例 7	概要一覧、協議録	○共通
⑧住民説明状況	作成例 8	概要一覧、協議録	○共通
⑨現況写真・イメージ パース	航空写真、現況写真、イメ ージパース	航空写真、現況写真等に都市計画区域の線を 記載	○共通
⑩その他参考資料	変更前後対照表（道路幅員 変化位置図）作成例 9 道路構造区条例チェックリスト※ 交差点チェックリスト 環境影響評価資料	構造変更箇所の確認ができる書類、道路構造 令への適合ができる書類を添付 ※都道府県道の場合は県条例 国道の場合は道路構造令	○個別
⑪その他参考図面	計画平面図、施設計画図 計画縦断面図、標準断面図 交差点平面図、流線図 字界図(小字)等 ※施設種類に応じて作成	都市施設の区域の根拠となる図面を添付 (各図面には都市施設区域を明示し、縮尺は 都市施設の区域の決定根拠が判別可能な程 度とする。)	○個別

注) 1 凡例は、■：法定図書（指定様式あり）、●：法定図書（指定様式なし）、○：参考図書（指定様式なし）を示している。

2 この作成図書一覧は都市施設（道路）の場合を想定している。備考欄の「共通」は全ての都市施設で作成、「個別」は都市施設の種類に応じて必要な書類を作成する。

3 図書にはインデックスを添付すること。

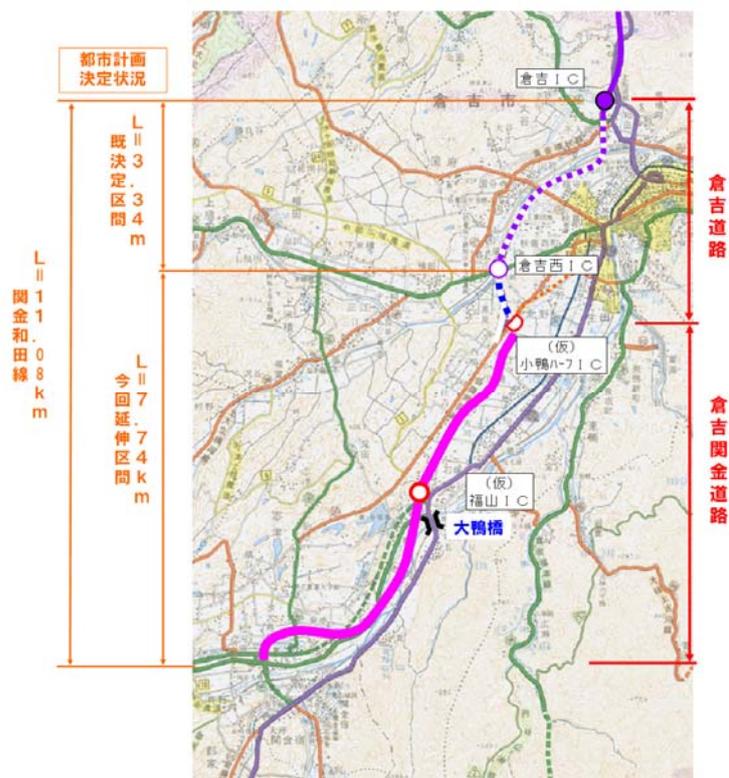
4 全ての図書は、都市計画情報台帳管理システムに登録を行うため、電子データを提出すること。
(データは汎用性の高いものとし、1ファイル10メガ以下、かつ8ファイル以下とする。)

（2）図書の作成部数

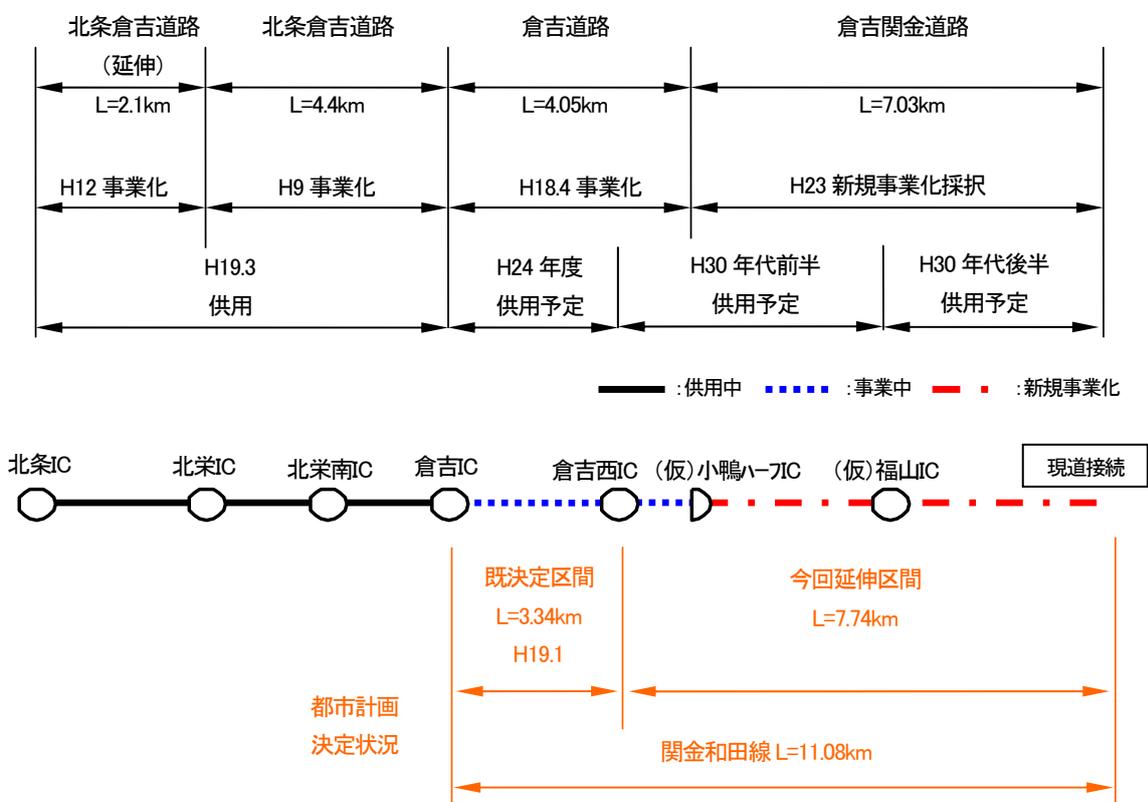
	国土交通大臣協議あり	国土交通大臣協議なし
技術企画課	1	1
市町村	1※	1※
関係機関	1※	1※
中国地方整備局	1	—
計	4※	3※

注) ※は関係する市町村および関係機関が複数の場合は必要部数を技術企画課に確認すること。

(2) 路線位置図



(3) 都市計画決定と事業の状況



3 その他参考となる事項

- ・環境影響調査結果
- ・他事業との関連 等

②計画書（法第14条、規則第9条第3項）

計画書は、都市計画の内容を都市計画の種類ごとに表示するとともに、都市計画を定めた理由を明確に示すことを目的とするものである。「理由」は、計画書の一部を構成するものではあるが、都市計画の内容ではない。計画書の下部または別紙に「理由書（変更理由書）」として都市計画決定（変更）を行う理由を具体的に記述する。（■改定新都市計画の手続／H13.6（財）都市計画協会参照）

【作成例2：計画書（道路の場合）】

赤碕都市計画道路の変更（鳥取県知事決定）

赤碕都市計画道路中「1・3・1号東伯淀江線」を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長 m	構 造 形 式	車線 の数	幅 員 m	地表式の 区間にお ける鉄道 等との交 差の構造	
自動 車 専 用 道 路	1・3・1	東伯淀江線	琴浦町 大字別所 字三谷	大山町 松河原 字上奥田	琴浦町大字 別所、松谷、赤 碕、八幡、光、 湯坂、笠津、梅 田 大山町 八重、樋口、石 井垣、下甲、赤 坂、住吉、殿河 内、下市、松河 原	約 10,670m		4 車線	24m		
	車線数の内訳		4車線			約 10,670m					
	構造形式の内訳		琴浦町 大字松谷 字中峯	琴浦町 大字湯坂 字長谷口西 平		約3,530m	嵩上式		22～ 24m		
			大山町 樋口 字西野末	大山町 石井垣 字河原		約860m	嵩上式		22～ 24m		
					約6,280m	地表式		22～ 24m			
<p>なお、琴浦町大字赤碕字屋敷田、大字八幡字下荒堀に起終点方向の出入口を設ける。</p> <p>なお、琴浦町大字梅田字豊峯に起終点方向の出入口を設ける。</p>											<p>出入口は、 町道福留 線、町道出 上赤碕線に 接続</p> <p>出入口は、 県道赤碕中 山インター線に 接続</p>

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

変 更 理 由

都市計画道路東伯淀江線は、琴浦町大字槻下地内の東伯インターチェンジ（仮称）を起点とし、米子市淀江町福岡地内で米子道路に接続する高規格幹線道路であり、延長約29.3キロメートルの自動車専用道路である。

そのうち、赤碕都市計画道路1・3・1号東伯淀江線は、琴浦町大字別所地内を起点として、大山町松河原地内を終点とする延長約10,670メートルの自動車専用道路として平成10年に都市計画決定している。

今回の変更は、事業実施段階での詳細な調査・設計の完了に伴う構造変更により、都市計画区域の変更を行うものである。また、沿線地域の交通利便性の向上を図るため、インターチェンジを1箇所（赤碕IC（仮称））追加するものである。

1. 道 路

(1) 道 路

イ. 当初決定

（書 式 例）

〇〇都市計画道路の決定（〇〇県決定
〇〇市決定）

都市計画道路を次のように決定する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		延 長	構 造 形 式	車線の 数	幅 員	
幹 線 街 路	〇〇	〇〇線	〇〇市 〇〇町 〇丁目	〇〇市 〇〇町 〇丁目	〇〇市 〇〇町 〇丁目	約 m		〇車線	〇〇m		
	車線の数の 内訳		〇車線			約 m					
			〇車線			約 m					
	構造形式の 内訳		〇〇市 〇〇町 〇丁目	〇〇市 〇〇町 〇丁目		約 m	嵩上式		〇~ 〇m		
						約 m	地表式		〇~ 〇m	J R 〇〇線と立体（平 面）交差 自動車専用道路〇〇線と 平面交差 自動車専用道路と立体交 差〇箇所 幹線街路〇〇線と立体交 差 幹線街路と平面交差〇箇 所	
なお、〇〇市〇〇町〇〇丁目地内に〇〇駅前広場を設ける。											
〇〇	〇〇線	〇〇市 〇〇町 〇丁目	〇〇市 〇〇町 〇丁目	〇〇市 〇〇町 〇丁目	約 m	地表式	〇車線	〇~ 〇m			

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

- 注1) 「位置」は、町丁目又は字まで記載する。
 注2) 「延長」は10m単位、「幅員」はm単位で記載する。
 注3) 「車線の数」は、標準となる車線の数を記載する。なお、特殊街路その他の車線がない道路においては、「車線の数」は定めない。
 注4) 「幅員」は標準となる有効幅員を記載する。
 注5) 「車線の数の内訳」は、一路線において異なる車線の数が存する場合（ただし、交差点等に設けられる右左折車線は「車線」とはみさない。又、立体交差部分で側道を設ける場合は、異なる車線の数として取り扱わない。）に設けることとし、各車

- 線の数ごとの累積延長をそれぞれの「区域」欄に記載する。
- 注6) 「構造形式の内訳」は、一路線において構造形式が二以上ある場合に設ける。その記載方法は、起点側から終点側に向かって順次、地表式以外の異なる構造形式を有する区間ごとに、当該構造形式を記載し、最後に地表式の全区間をまとめて一区間とみなして、「地表式」と記載し、それぞれの構造形式に対応する項に、位置（ただし、地表式にあっては不要）、区域及び幅員（ただし、異なる幅員がある場合は、最小幅員と最大幅員）をそれぞれ記載する。
- 注7) 「構造形式」は、一区間において、二以上の構造形式がある場合には、それぞれの構造形式を併記する。
- 注8) 地表式の区間において鉄道等と交差する場合は次による。この場合において「構造形式の内訳」が設けられる場合にあっては、「構造形式の内訳」の「地表式」の項に記載する。
- (1) 自動車専用道路の場合
鉄道及び幹線街路と平面交差する場合は個別に記載し、立体交差についてはその箇所数を記載する。
 - (2) 幹線街路及び区画街路の場合
イ 鉄道との交差は、平面、立体ともに個別に記載する。
ロ 自動車専用道路と平面交差する場合は個別に記載し、立体交差についてはその箇所数を記載する。
ハ 幹線街路と立体交差する場合は個別に記載し、平面交差についてはその箇所数を記載する。
 - (3) 特殊街路の場合
鉄道、自動車専用道路及び幹線街路と平面交差する場合は個別に記載し、立体交差についてはその箇所数を記載する。
- 注9) 自動車専用道路の「出入口、休憩施設等」は、なお書としその位置を記載し、「備考」欄には、例えば、出入口の方向及び接続道路等を記載することが考えられる。
例：なお、〇〇地内に出入口を設ける。（「備考」終点方向、都市計画道路〇〇線に接続）
例：なお、〇〇地内にジャンクションを設ける。（「備考」〇〇縦貫自動車道に接続）
- 注10) 交通広場（駅前にあつては駅前広場）、駐車場等を設ける場合は、区域の説明上必要な場合は、なお書きとし、その位置を記載し、「備考」欄には、例えば、その規模等を記載することが考えられる。なお、駐車場にあつては、「備考」欄には、例えば、駐車台数を記載することが考えられる。
それ以外で参考として必要な場合は、「備考」欄に利用する。
例：なお、〇〇市〇〇町〇〇丁目地内に〇〇駅前広場を設ける。（「備考」面積約〇〇㎡）
例：「備考」〇〇市〇〇町〇〇丁目～〇〇丁目に共同溝を設ける。
- 注11) 特殊街路の場合、備考欄に歩行者専用道路、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路、都市モノレール専用道、路面電車道等の別を記載する。
- 注12) 環境に与える影響について記載する必要がある場合は、「理由」の中に次の例のように記載する。
例：また、本都市計画による〇・〇・〇号〇〇線事業が周辺環境に与える影響については、〇・〇・〇号〇〇線事業環境影響評価準備書に示す通り、都市計画を定める上で支障がないと判断する（環境影響評価が作成されたものについては、環境影響評価書とする）。

③総括図（法第14条、規則第9条第1項）

総括図は、当該都市計画区域に定められる各都市計画の関連がわかるように作成する。区域区分、地域地区に関する都市計画は一葉の図面に表示するものとされており、都市施設、市街地開発事業等に関する都市計画はできる限り一葉の図面に表示するものとされている。

1) 総括図の縮尺

計画図は1/25,000以上の地形図により作成する。

2) 総括図に表示する事項

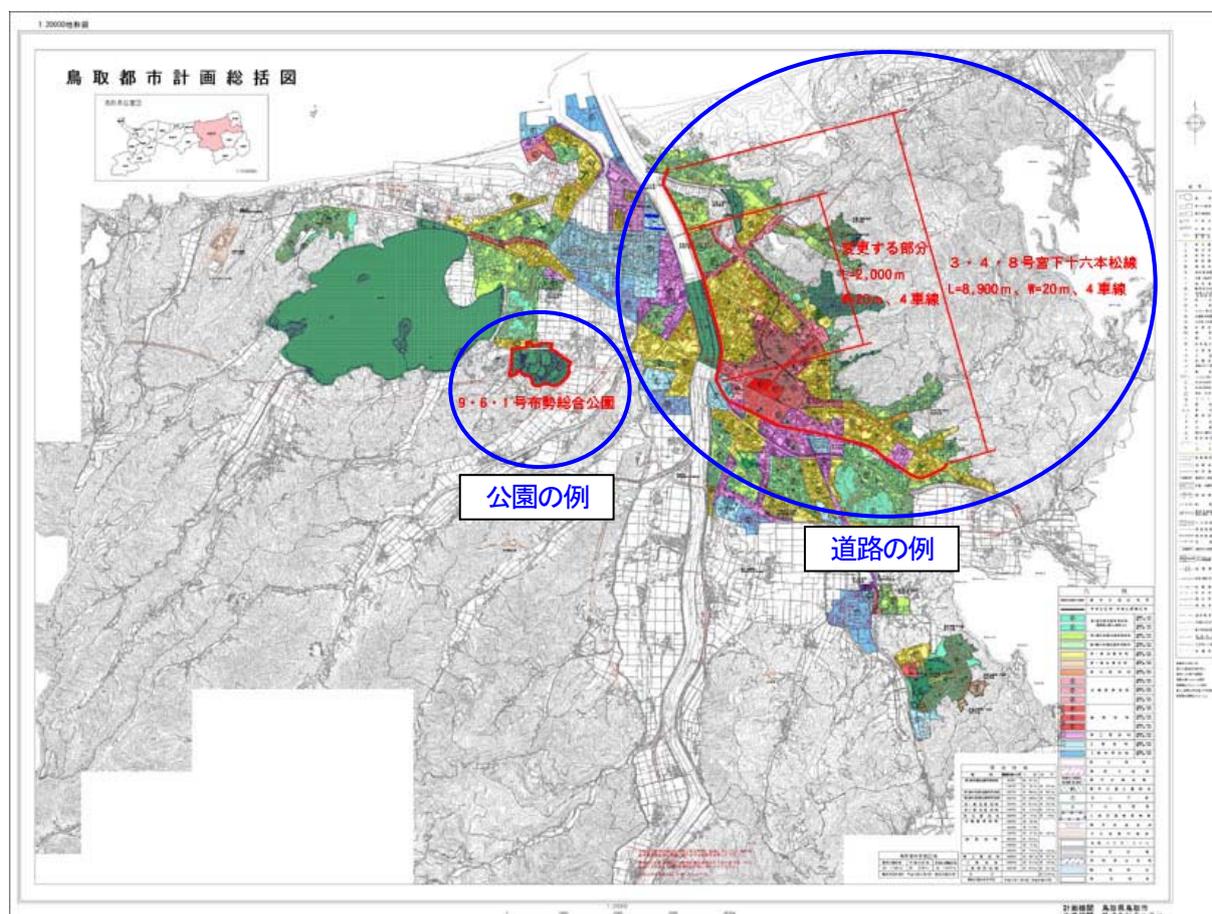
通常の場合は、各市町村が作成している総括図に計画決定（変更）のおおむねの位置又は区域及び名称等を表示するものとする。

【総括図に表示する事項】

種類	表示すべき事項	決定権者
区域区分	おおむねの区域	県
地域地区	同上（10ha未満はおおむねの位置）	県、市町村
都市施設	おおむねの位置	県、市町村
市街地開発事業	おおむねの施行区域	県、市町村
市街地開発事業予定区域	おおむねの区域	県
地区計画等	おおむねの地区	市町村

【作成例3：総括図】

決定（変更）する都市計画を、赤色の実線によりふちどり（着色）し、都市計画の名称、概要を表示する。都市計画の一部のみを変更する場合は、その部分に旗揚げし、変更の概要を表示する。



※その他都市計画についても、例に準じて表示する。

④計画図（法第14条、規則第9条第2項）

計画図は、個々の都市計画の内容を明確にするものであり、これにより都市計画制限等の範囲が決定する。計画図の表示は、土地に関し権利を有する者が、自己の権利に係る土地が都市計画で定める区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるものでなければならない。

1) 計画図の縮尺

計画図は1/2, 500以上の平面図によるものとされているが、必要に応じて縮尺の大きい図面を用いることが望ましい。

2) 計画図に表示する事項

計画図には計画書に表示することが適当でない又はできない事項を表示する。（計画書の記載事項を重複して表示する趣旨ではない。）また、計画書に「計画図表示のとおり」とした事項以外のものについては、参考図により表示するものとする。

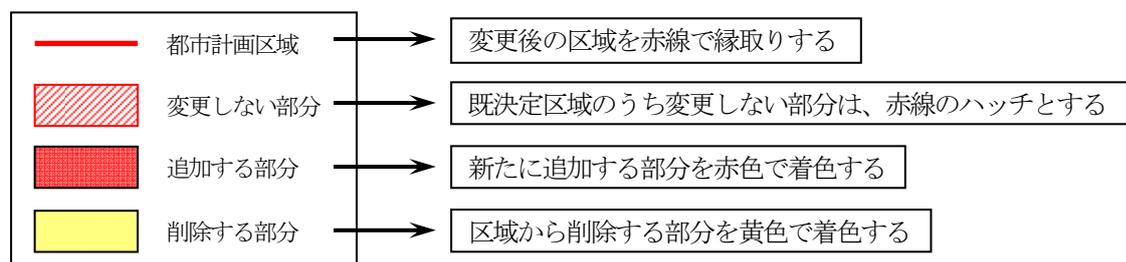
3) 計画図の表示方法

区域の表示は、赤色の実線によりふちどりして行うものとする。なお、区域の表示を明確にするため、必要に応じて測点を設けて「測点A～Bは地番界」等の表示により補足する。区域を変更する場合には、変更内容（追加、削除、変更）が明確に判断できるよう表示を工夫すること。

○計画図には法令で定められている事項のみを表示し、これ以外のものは参考図に表示する。

○図面表示は以下の凡例により行うこととし、着色時には背景の平面図が確認できるよう透過させること。

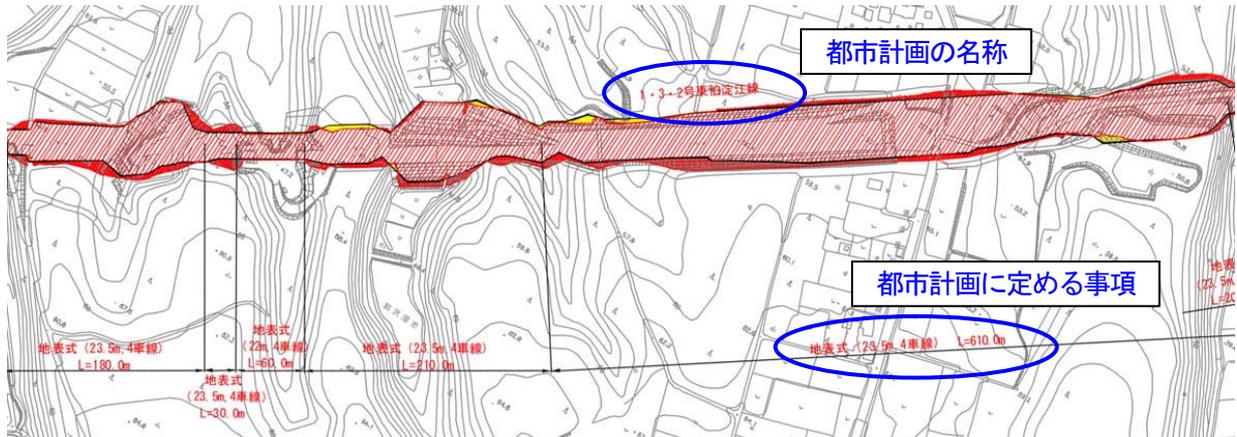
（凡例の例）



【作成例4：計画図】

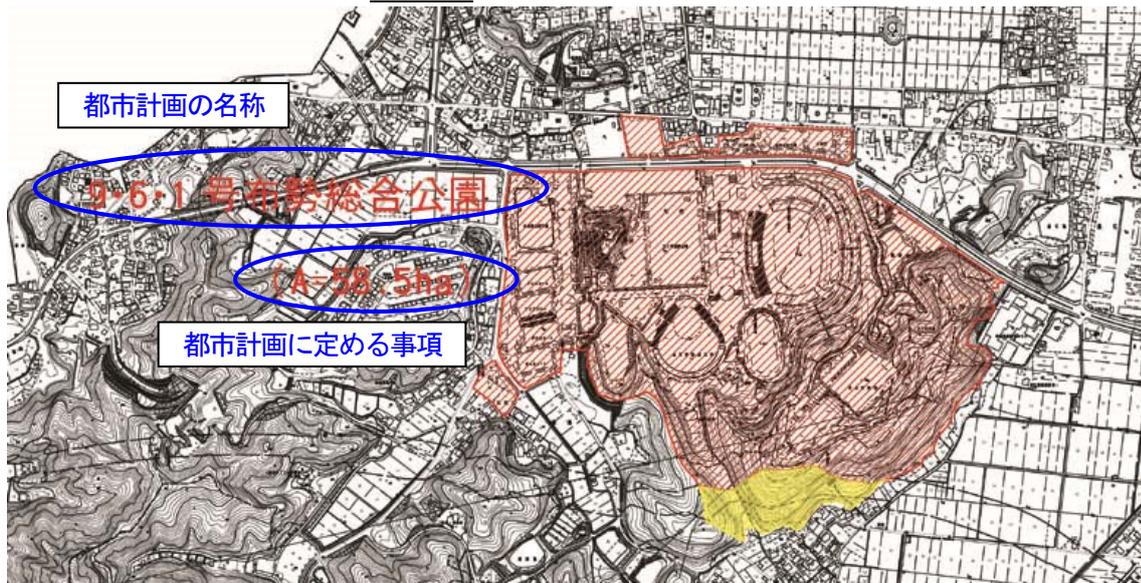
(線的施設について：道路の例)

道路、都市高速鉄道等の線的都市施設については、下記の例により作成する。



(面的施設について：公園の例)

公園、駐車場、公共空地等の面的施設については、下記の例により作成する。



⑤都市計画の策定の経緯

都市計画決定に必要な手続きの状況及び事業実施予定を記載する。

【作成例5：都市計画の策定の経緯】

事 項	時 期	備 考
住民説明会	平成21年12月15日 平成21年12月17日	大山町 琴浦町
中国地方整備局長事前協議	平成22年11月2日	
琴浦町の意見聴取	平成22年11月26日	
大山町の意見聴取	平成22年12月3日	
計画案の縦覧	平成22年10月12日から 平成22年10月26日まで	
都市計画審議会	平成22年12月20日	
国土交通大臣同意	平成23年1月（予定）	
決定告示	平成23年1月（予定）	

⑥字名一覧表

都市施設の区域に含まれる字名を記載する。

【作成例6：字名一覧表】

大字	字	備考
倉吉市関金町関金宿	字王子前、字瀧口、字皮出、字鳥越、字鳥越山、字土床、 字中道端、字山玉河原、字横路、	追加
〃 関金町大鳥居	字地堂、字竹鼻	変更
〃 関金町関金宿	字宮ノタワ、字大工前、字法大神	削除

注）備考欄には、新たに区域に入る場合は「追加」、区域に変更がある場合は「変更」、区域から外れる場合は「削除」と記載する。

⑦関係機関との協議状況

関係機関との協議状況一覧、協議録を添付する。

【作成例7：関係機関との協議状況一覧】

関係法令等	協議先	手続きの要否	手続きの状況
河川法	〇〇県土整備局	要	H22. 11. 10 協議済
埋蔵文化財保護法	〇〇市教育委員会	要	未
道路法	公安委員会	不要	H22. 10. 9 協議済
農地法	〇〇町農業委員会	不要	H22. 10. 5 協議済
森林法	〇〇農林局	要	未
J R跨線橋	J R 西日本米子支社	要	未

⑧住民説明状況

住民説明の状況一覧、協議録を添付する。

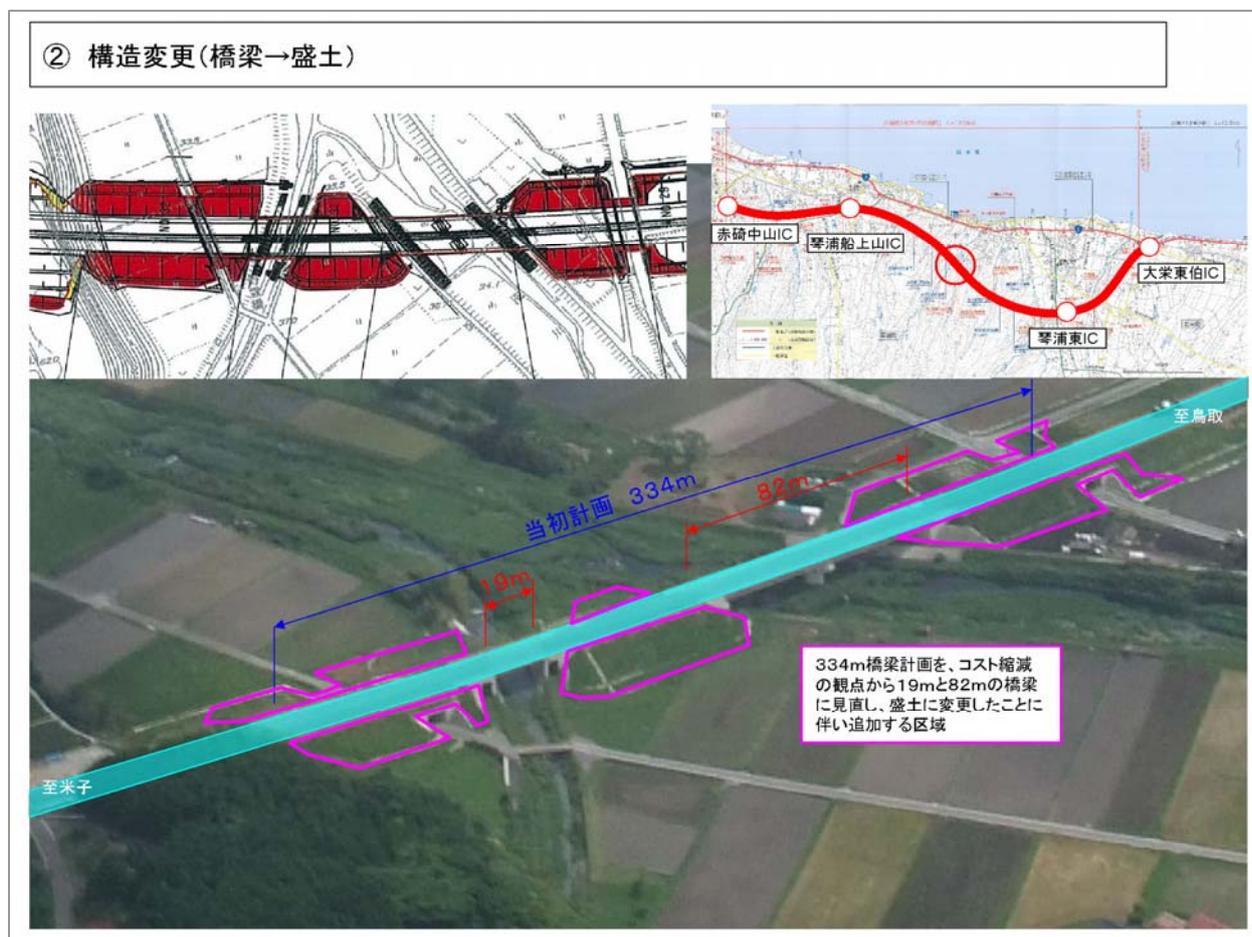
【作成例8：住民説明の状況一覧】

年月日	地区名	内容	参加者数
H22. 6. 6	〇〇地区（役員会）	都市計画案について説明	10名
H22. 8. 25	〇〇地区（自治会）	都市計画案について説明	30名
H22. 9. 10	〇〇地区（地権者）	都市計画案について説明	10名
H22. 10. 5	〇〇地区（自治会）	H22. 8. 25 説明会質問事項への回答	25名

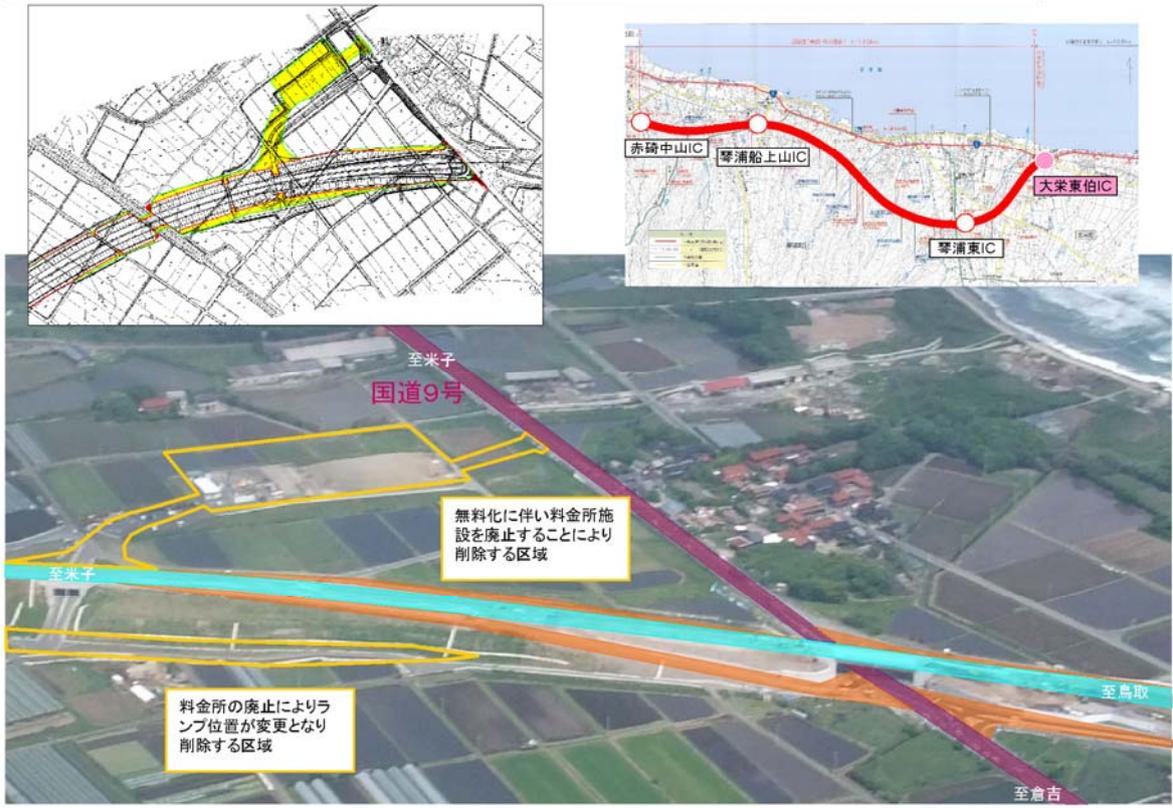
⑨現況写真、イメージパース

図面のみでは計画のイメージがつかみにくい場合が多いため、必要に応じて航空写真、現況写真等に都市計画区域の線を記載したものを添付する。

【作成例9：現況写真】



④-1 料金所の廃止《大栄東伯IC》



【駅前広場整備イメージ図】



【変更内容】

- ①交差点部分の道路区域を一部変更する。
- ②駅前広場を約100㎡縮小した約3,000㎡とする。

【現況写真】



設計の概要

自動車駐車場	25台
自動車乗降場	6台
乗降場シェルター	L=55m
自転車駐輪場	210台

⑩その他参考資料

- ・変更前後対照表（※道路幅員変化位置図を含む）
- ・道路構造条例チェックリスト（道路の場合）
- ・交差点チェックリスト（道路の場合）
- ・環境影響評価資料

【作成例9：変更前後対照表】

変更前後対照表

(赤碓都市計画道路)

変更追加	種別	変更後						変更前						摘要			
		名称		区域	構造			名称		区域	構造						
		番号	路線名		延長(m)	構造形式	車線数	幅員(m)	番号		路線名	延長(m)	構造形式		車線数	幅員(m)	
○	-	自動車専用道路	1・3・1	東伯流江線													
○	-	内 容		琴浦町大字赤碓字屋敷田 ～ 琴浦町大字八幡字下荒畑	約310m	嵩上式	4	22.0	区間9 構造変更 (1C追加)	琴浦町大字赤碓字粕谷詰西 ～ 琴浦町大字八幡字前原	約490m	嵩上式	4	23.5	①		
											琴浦町大字八幡字前原 ～ 琴浦町大字八幡字下荒畑	約20m	嵩上式	4	23.5	②	
				琴浦町大字八幡字下荒畑 ～ 琴浦町大字八幡字免垣	約370m	嵩上式	4	23.5	区間10 構造変更 (1C追加)	琴浦町大字八幡字下荒畑 ～ 琴浦町大字八幡字芝原	約630m	嵩上式	4	23.5	①		
				琴浦町大字八幡字免垣 ～ 琴浦町大字八幡字芝原	約270m	嵩上式	4	23.5	区間11 法面形状変更								
				琴浦町大字八幡字芝原 ～ 琴浦町大字八幡字沓本松	約110m	嵩上式	4	22.0	区間12 変更無し	琴浦町大字八幡字芝原 ～ 琴浦町大字八幡字沓本松	約140m	嵩上式	4	22.0	③		
				琴浦町大字八幡字沓本松 ～ 琴浦町大字光字下黒見	約430m	嵩上式	4	23.5	区間13 法面形状変更	琴浦町大字八幡字沓本松 ～ 琴浦町大字光字下黒見	約420m	嵩上式	4	23.5	①		
				琴浦町大字光字下黒見 ～ 琴浦町大字湯坂字長谷口滝	約80m	嵩上式	4	22.0	区間14 法面形状変更								
				琴浦町大字湯坂字長谷口滝 ～ 琴浦町大字湯坂字長谷口東平	約20m	嵩上式	4	22.0	区間15 構造変更 (橋梁→盛土)	琴浦町大字光字下黒見 ～ 琴浦町大字湯坂字長谷口西平	約150m	嵩上式	4	22.0	③		
				琴浦町大字湯坂字長谷口東平 ～ 琴浦町大字湯坂字長谷口西平	約50m	嵩上式	4	22.0	区間16 変更無し								
				琴浦町大字湯坂字長谷口西平 ～ 琴浦町大字湯坂字ヒイガ谷東平	約140m	地表式	4	23.5	区間17 法面形状変更	琴浦町大字湯坂字長谷口西平 ～ 琴浦町大字湯坂字ヒイガ谷東平	約130m	地表式	4	23.5	①		
				琴浦町大字湯坂字ヒイガ谷東平 ～ 琴浦町大字麓津字勝負谷	約30m	地表式	4	23.5	区間18 変更無し	琴浦町大字湯坂字ヒイガ谷東平 ～ 琴浦町大字麓津字勝負谷	約30m	地表式	4	23.5	②		

⑪その他参考図面

- ・都市施設の区域の根拠となる図面（計画平面図、標準断面図、計画縦断面図、施設計画図、交差点平面図、流線図、字界図(小字) 等）で施設種類に応じて作成する。（各図面には都市施設区域を明示し、縮尺は都市施設の区域の決定根拠が判別可能な程度とする。）

3 資料編

- 資料1 都市施設の整備に関する計画（都市計画便覧 H27.3 改定版 抜粋）
- 資料2 都市計画決定権者一覧（都市施設）
- 資料3 都市計画案の公聴会等開催要件（H14.8.26 都計第 261 号県土整備部長通知）
- 資料4 鳥取県都市計画審議会における審議方法の見直しについて（H22.3.11 第 200900198584 号景観まちづくり課長通知）
- 資料5 様式集

資料1 都市施設の整備に関する計画（都市計画便覧 H28.4 改定版 抜粋）

(3) 都市施設の種類と都市計画の内容

【都市施設の種類と都市計画の内容】（都計法第11条、都計令第6条、都計規則第7条）

分類	種類	都市計画に定める内容
共通項目		①都市施設の種類 ②名称 ③位置 ④区域
(1) 交通施設	道路	⑤種別：自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の別 ⑥車線の数 ⑦その他構造：幅員並びに嵩上式、地下式、掘割式、地表式の別(地表式の区間は鉄道、自専道、幹線街路と交差するときは立体交差又は平面交差の別)
	都市高速鉄道	⑤構造：嵩上式、地下式、掘割式、地表式の別(地表式の区間は鉄道、自専道、幹線街路と交差するときは立体交差又は平面交差の別)
	駐車場	⑤面積 ⑥構造：地上及び地下の階層
	自動車ターミナル	⑤種別：トラックターミナル又はバスターミナルの別 ⑥面積
	空港	⑤面積
	その他交通施設	—
(2) 公共空地	公園	⑤種別：街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園の別 ⑥面積
	緑地、広場、墓園	⑤面積
	その他公共空地	—
(3) 供給・処理施設	下水道	⑤排水区域
	汚物処理場、ごみ焼却場	⑤面積
	水道、電機供給施設、ガス供給施設、その他供給施設又は処理施設	—
(4) 河川、運河その他の水路		⑤構造：堤防式、掘込み式の別及び単断面式又は複断面式の別
(5) 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設		⑤面積
(6) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設		⑤面積
(7) 市場、と畜場又は火葬場		⑤面積
(8) 一団地の住宅施設（一団地における50戸以上の集団住宅及び付帯する通路その他の施設）		⑤面積 ⑥建築物の建ぺい率の限度、⑦建築物の容積率の限度、⑧住宅の低層、中層又は高層別の予定戸数並びに公共施設、⑨公共施設、公益的施設及び住宅の配置の方針 (面積が20ha以上の場合、国の機関又は地方公共団体から施行予定者を定めることができる)
(9) 一団地の官公庁施設（一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及び付帯する通路その他の施設）		⑤面積 ⑥建築物の建ぺい率の限度、⑦建築物の容積率の限度、⑧公共施設、公益的施設及び建築物の配置の方針 (国の機関又は地方公共団体から施行予定者を定めることができる)
(10) 流通業務団地		⑤流通業務施設の敷地の位置・規模並びに公共施設及び公益的施設の位置・規模、⑥建築物の建ぺい率の制限、⑦建築物の容積率の制限、⑧建築物の高さの制限、⑨建築物の壁面の位置の制限（流通業務市街地法第7条） (国の機関又は地方公共団体から施行予定者を定めることができる)
(11) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設		—
(12) 一団地の復興拠点市街地形成施設		—
(13) その他の都市施設		—

(5) 道路の都市計画決定に関する留意事項

1) 構造 (運用指針IV-2-2 II A-2)

① 「車線の数」の定義

「車線」とは、道路構造令第2条第5号に規定する車線（一縦列の自動車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分（副道を除く。））をいい、「車線の数」とは、道路構造令第5条に基づき定められる車線の数を用いる。なお、道路構造令第3条第2項に規定する第3種5級及び第4種4級の車線がない道路については、車線の数を用いない。

【車線の数を決める場合の留意事項】

○車線の数を決めるに当たって、一の路線において車線の数異なる区間がある場合は、当該路線の延長の二分の一以上の区間を占める車線の数を用いる。

※幅員・車線数の表示例

4車線の延長900m、2車線の延長600mからなる延長1,500m、幅員27mの幹線街路の場合	3・3・〇 〇〇〇〇線 (幅員27m、4車線)
---	----------------------------

○交差点で付加車線を設ける場合等局所的に車線の数異なる場合、及び立体交差部分で側道を設ける場合については、車線とは取り扱わず、異なる車線の数として取り扱わないこと。

○車線の数を決めるに際して、幅員の考え方は、道路構造に関する政令・条例における幅員（基準）に適合していること。

② 嵩上げ式、掘割式、地下式、地表式の別

【嵩上げ式、掘割式、地下式、地表式の別】

嵩上げ式	道路面が地表面よりおおむね5m以上高い区間が350m以上連続している区間
掘割式	道路面が地表面よりおおむね5m以上低い区間が350m以上連続している区間で地下式の区間以外の区間
地下式	道路が連続して350m以上連続して地下にある区間
地表式	嵩上げ式、掘割式、地下式の区間以外の区間

③ 幅員

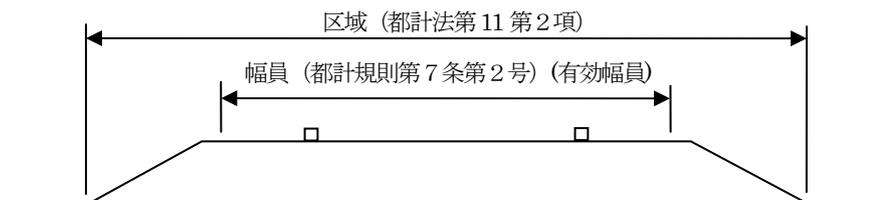
幅員とは、車道、歩道、中央帯等の幅員の総和である道路の幅員を用いる。

2) 都市計画決定する道路幅員の扱い

都市計画に決定する道路の幅員は、原則として道路構造令に基づき構成される横断面の基本幅員とする。

また法面等で道路の構造上必要な範囲は、総括図、計画図に記載する都市施設の区域に含めるものとする。

【道路の都市計画に定める区域と幅員のイメージ】



3) 名称

道路に関する都市計画に定める名称は番号及び路線名とし、番号の付し方は運用指針に定められている。

凡例 番号の付し方

①区分 ②規模 ③一連番号（区域ごと） 路線名

【道路の番号】

①区分	②規模	③一連番号
区分1 自動車専用道路	1 幅員 40m 以上のもの	都市計画区域毎の一連番号を付する。
区分3 幹線街路	2 幅員 30m 以上 40m 未満のもの	
区分7 区画街路	3 幅員 22m 以上 30m 未満のもの	
区分8 歩行者専用道、自転車専用道、自転車歩行者専用道	4 幅員 16m 以上 22m 未満のもの	
区分9 都市モノレール専用道等	5 幅員 12m 以上 16m 未満のもの	
区分10 路面電车道	6 幅員 8m 以上 12m 未満のもの	
	7 幅員 8m 未満のもの	

4) 一般国道又は都道府県道と市町村道とで構成される一の路線の都市計画道路に係る都市計画を変更する主体

平成27年12月22日付国都計第127号（国土交通省都市局都市計画課長通知）の技術的助言により、以下のとおり取り扱うこととされている。

変更区間	決定権者
一般国道又は都道府県道部分のみ	都道府県
市町村道部分のみ	市町村
双方を含む	原則都道府県(※)

※都道府県と市町村による協議の上、一般国道又は都道府県道部分について都道府県が、市町村道部分について市町村がそれぞれ変更することも考えられる。

資料2 都市計画決定権者一覧（都市施設）

○都市計画決定権者一覧（都市施設）

都市計画の内容		市町村決定	県 決 定			
		知事協議 (同意)	大臣同意 不 要	大臣同意 必 要		
都 市 施 設	道 路	一般国道			○	
		都道府県道		○		
		その他の道路	○			
		自動車専用道路	高速自動車国道 ----- その他			○
					○	
	都市高速鉄道				○	
	駐車場		○			
	自動車ターミナル		○			
	空 港	第1種			○	
		第2種・第3種		○		
		その他	○			
	公 園 ・ 緑 地	国が設置する面積10ha以上のもの			○	
		県が設置する面積10ha以上のもの		○		
		その他	○			
	広 場 ・ 墓 園	国又は県が設置する面積10ha以上のもの		○		
		その他	○			
	その他公共空地		○			
	水 道	水道用水供給事業		○		
		その他	○			
	電気・ガス供給施設		○			
下 水 道	公共下水道	排水区域が2以上の市町村区域		○		
		その他	○			
	流域下水道			○		
施 設	その他		○			
	汚物処理場・ごみ焼却場	産業廃棄物処理施設 ----- その他		○		
地域冷暖房施設		○				
河 川	一級河川			○		
	二級河川		○			
	準用河川	○				
運河			○			
学 校	大学・高等専門学校	○				
	その他	○				
図書館・研究施設、病院・保育所等		○				
市場・と畜場、火葬場		○				
一団地の住宅施設		○				
一団地の官公庁施設				○		
流通業務団地			○			
一団地の津波防災拠点市街地形成施設		○				
電気通信事業用施設		○				
防風・防火・防水・防雪及び砂防施設		○				
防潮施設			○			

【都市計画案の公聴会等開催要件(H14.8.26 都計第 261 号県土整備部長通知)】

1) 公聴会を開催する場合

次のいずれかに該当する場合には、公聴会を開催する。

- ①都市計画区域マスタープランの決定及び変更
- ②市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画（線引き）を定める場合
- ③用途地域の全般的な見直しなど、都市の将来をある程度決定するような地域地区の再編を行う場合
- ④道路網について全体的な見直しをする場合
- ⑤環境影響評価対象事業に係る都市計画の決定（変更）など、都市構造に大きな影響を及ぼす根幹的な都市施設を定める場合
- ⑥その他都市計画決定権者が必要と認める場合

2) 公聴会を開催しないが、住民説明会の対象を拡大する場合（拡大住民説明会）

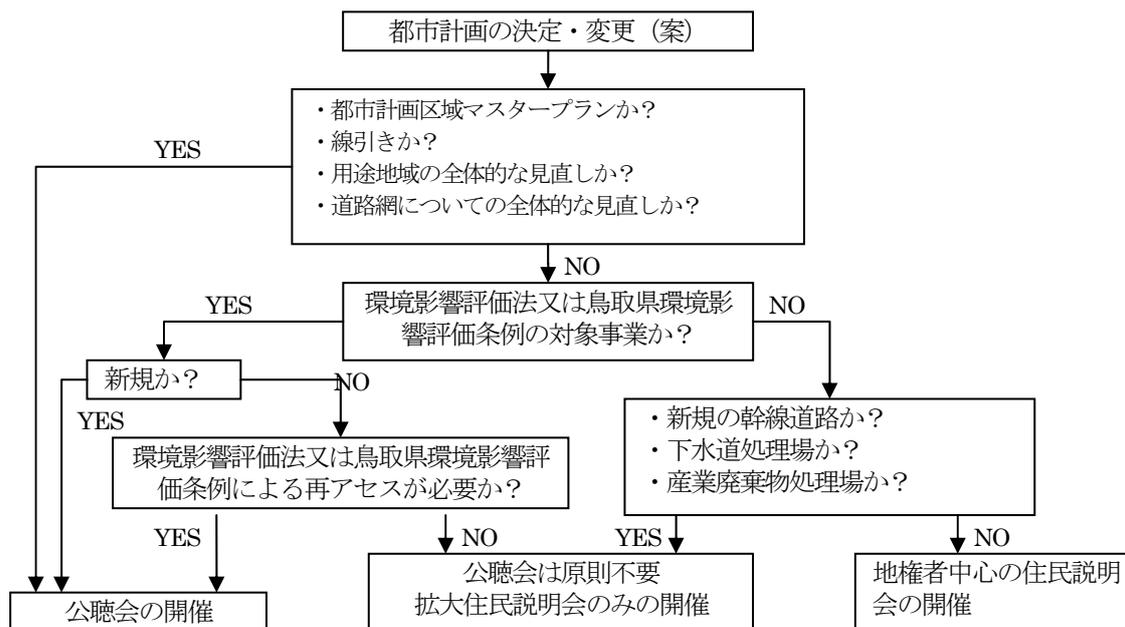
次のいずれかに該当する場合（上記①～⑥に該当する場合を除く。）には、地権者中心の説明会ではなく、広く地域住民を対象として集落単位で説明会を開催する。

- ①新規の幹線道路に係る都市計画を決定する場合
- ②下水道処理場の位置を決定する場合
- ③産業廃棄物処理施設（環境影響評価対象外のものに限る）の位置を決定する場合

3) 地権者中心の住民説明会を開催する場合

- ①、②以外の場合は従来どおり、地権者中心の住民説明会を開催する。

4) 公聴会等の開催フロー



都市計画審議会における審議方法の見直し

平成 2 年 3 月 8 日
鳥取県都市計画審議会

都市計画審議会における審議のいっそうの充実を図り、重要案件について十分な審議時間を確保するため、審議方法の見直しを行う。

1 見直しの背景と現状

- 道路をはじめとする都市施設の決定、変更にあたっては、都市構造に大きな影響を与える国道の新規決定も、事業実施に伴う県道の道路区域の軽易な変更も区別することなく同質な資料を作成し、原則 1 回の審議会で審議を行っている。
- このため、議案が複数ある場合など、十分な審議時間の確保が困難な場合があった。
- さらに、委員によっては地理に不案内であったり、専門的な図面から計画や現地の状況を類推せざるを得ないなど、審議に必要な情報の提供が十分でないとの指摘があった。
- なお、都市計画区域マスタープランや区域区分の決定、変更など都市計画の根幹に関わる案件については、従前から検討状況などを審議会に報告し意見を伺いながら進めている。
- また、法に基づき都市計画手続きと併せて行う環境影響評価など高度な専門性が必要な案件については、専門委員を別途任命し専門委員会による調査審議を行うこととしている。

2 審議方法の見直し

2-1 重要案件の予備審議の実施

都市構造や住民の権利制限等に重大な影響を与える案件については、関係機関との調整を終えていない段階で審議会に基本方針、概要を説明し、意見を伺う。

(1) 重要案件の要件

- ①都市計画区域及び準都市計画区域の決定及び変更
- ②都市計画区域マスタープランの決定及び変更
- ③区域区分（いわゆる線引き）の決定及び変更
- ④都市構造に大きな影響を及ぼす都市計画の新規決定（原則、県決定の都市計画すべて）
 - ・地域地区（臨港地区、風致地区 等）
 - ・都市施設（道路、公園、産業廃棄物処理施設 等）
 - ・市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業 等） 等
 - ・その他審議会が必要と認める案件

(2) 予備審議の時期

- ・素案作成後、関係機関事前協議、住民説明会と同時期

2-2 軽易案件の審議の効率化

都市構造や住民の権利制限等に与える影響が軽微な案件については、審議会での説明や資料の簡素化、審議の効率化を図る。

(1) 軽易案件の要件

- ①事業実施に伴う都市計画変更で、次の要件をすべて満たす案件
 - ・変更の対象区域に含まれる用地の取得が完了していること。
 - ・住民説明会、縦覧手続きにおいて事業に対する反対意見がなく地域住民との合意形成が図られていると認められること。

- ・関係機関との協議、調整が図られていること。
- ・事業が完了段階で、審議会の意見を計画に反映することが実質的に困難であること。
- ②整備済みの施設の追加や、車線数のみの決定など、住民の権利制限に影響を与えない案件
- ③その他審議会が簡易な取り扱いが適当と認める案件

(2) 軽易案件の審議方法

- ①事業完了時期にこだわらず、重要案件や一般の案件が審議される審議会で一括して審議するものとする。
- ②資料を概ね2週間前までに送付し、委員から事前に質問、意見を伺う。
- ③審議会においては、事務局からの詳細な説明は省略し、事前に出された質問、意見への回答を中心に議事を進める。
- ④この扱いにより、事業完了、施設供用後の審議を認めることとなるが、事業者は、施設供用前に住民説明会を実施し、関係機関との協議を完了すべきものとする。

2-3 審議会への積極的な情報提供

審議に必要な情報の積極的な提供に努める。

- 現地写真や完成予想図、立体図等を活用したわかりやすい説明資料を作成する。
- 論点の整理、明確化など、審議の効率化に配慮した資料作成に努める。
- 必要に応じて、現地調査の実施、事業者からの事業内容の聞き取りなどを行う。

2-4 その他

環境影響評価をはじめとする高度な専門性が必要な案件の審議については以下のとおり取り扱う。

- 法に基づき都市計画手続きと併せて行う環境影響評価など、高度な専門性が必要な案件については、従前通り専門委員を任命し専門委員会による調査審議を行う。
- 法に基づかない環境影響評価については、事業者が事業計画を策定するために任意で行うものであるため、その内容について原則、審議会での審議の対象としないが、環境についての意見書に関する審議の場合など、必要に応じて事業者や専門家から評価の内容を詳細に聞き取るなどの対応を行うこととする。

(参考)

■鳥取県都市計画審議会条例

(組織)

第2条 審議会は、委員16人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 臨時委員及び専門委員は、知事が任命する。

- 2 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

審議方法見直し後の都市計画決定の流れ

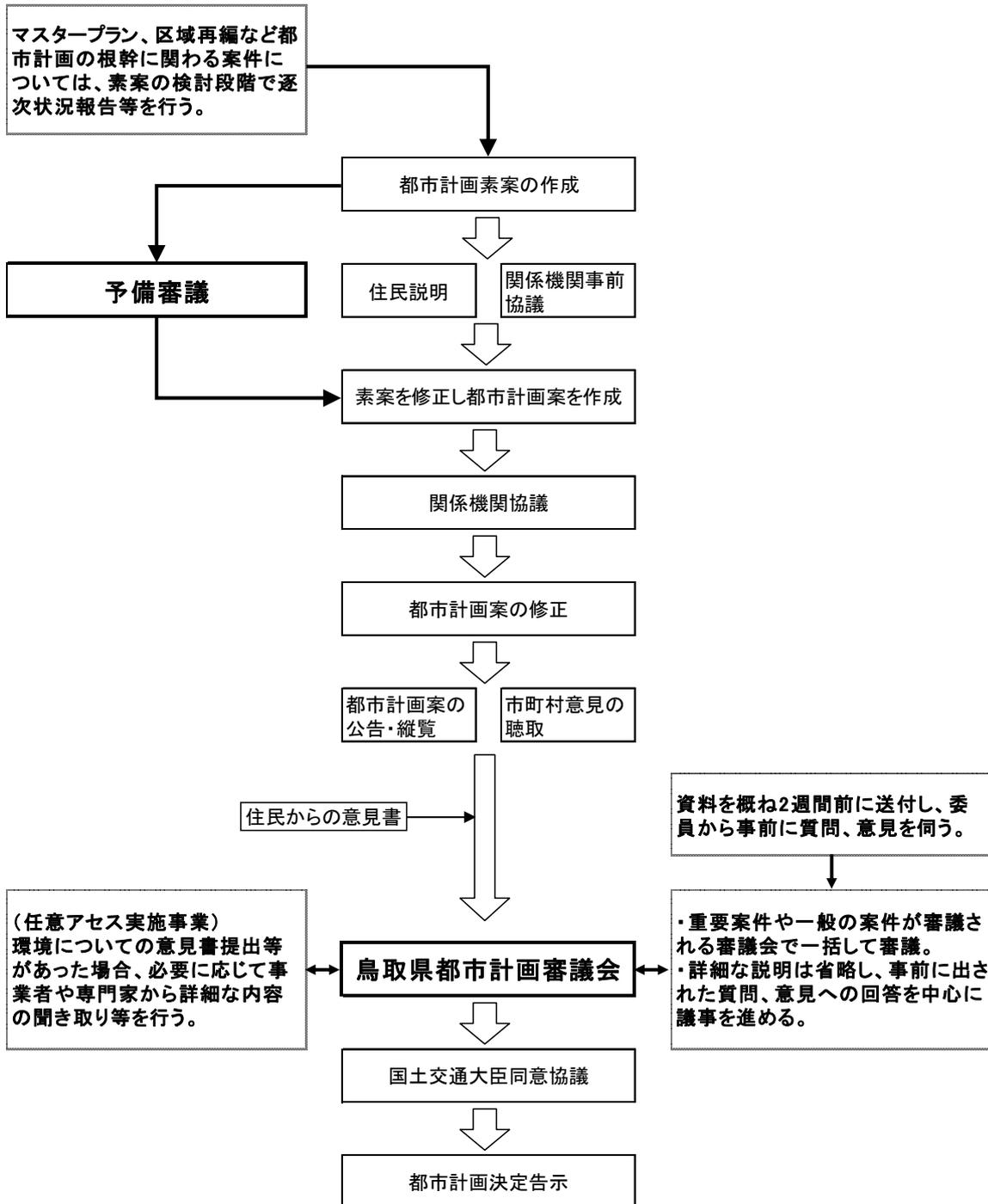
重要案件

- ① 都市計画区域の指定、変更
- ② 区域マスタープランの決定、変更
- ③ 区域区分(線引き)の決定、変更
- ④ 県が決定する都市計画の新規決定

一般の案件

軽易案件

- ① 次の要件をすべて満たす案件
 - ・変更の対象区域の用地取得が完了
 - ・住民からの反対意見がなく地域住民との合意形成が図られている
 - ・関係機関との調整が図られている
 - ・事業が完了段階で意見の反映困難
- ② 整備済施設の追加、車線の決定等



資料5 様式集

【様式一覧】

手続き	様式例	備考
都市計画素案の送付	様式第1号	
都市計画審議会への出席依頼	様式第2号	
関係機関協議（23条6項）	様式第3号	
市町村への事前照会	様式第4号	
市町村への意見照会（18条1項）	様式第5号	
国土交通大臣事前協議	様式第6号	指定様式
国土交通大臣協議（18条3項）	様式第7号	指定様式
国土交通大臣協議の送付文	様式第8号	指定様式
都市計画案への意見書（17条2項）	様式第9号	
意見書に対する見解書（18条2項）	様式第10号	
都市計画決定図書の送付（20条1項）	様式第11号	
都市計画の決定（変更）の告示	様式第12号	定型承認（土都計第2号）
都市計画の決定（変更）に係る図書の写しの縦覧の公告	様式第13号	定型承認（土都計第3号）
都市計画の決定（変更）案の縦覧の公告	様式第14号	定型承認（土都計第4号）

（様式第1号）都市計画素案の送付

第 年 月 日

鳥取県土整備部
技術企画課長 様

（事業者） ○ ○ ○ ○

都市計画の素案について（送付）

このことについて、下記のとおり都市計画を決定（変更）したいので素案を送付します。

記

1 都市計画の種類及び名称	○○○都市計画△△△
2 位置	○○市○○町○○～○○
3 都市計画決定（変更）の希望時期	○○年○○月頃

（様式第2号）都市計画審議会への出席依頼

第 年 月 日

（事業者）様

鳥取県土整備部
技術企画課長

第○○回鳥取県都市計画審議会の開催について（依頼）

○○○の都市計画変更にかかる審議を行うにあたり、下記のとおり第○○回鳥取県都市計画審議会を開

催しますので、担当者の出席をお願いします。

記

- 1 日 時 平成〇年〇月〇日 (〇) 〇時から〇時
- 2 場 所 〇〇
- 3 議 題 別添議案のとおり

(様式第3号) 施設管理予定者協議 (23条6項)

第 号
年 月 日

(都市施設の管理予定者) 様

鳥取県知事

〇〇〇都市計画△△△の決定 (変更) について (協議)

このことについて、別添のとおり都市計画を決定 (変更) したいので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第23条第6項の規定により協議します。

ついては、年 月 日 () までに御回答くださるようお願いいたします。

(様式第4号) 市町村への事前照会

第 号
年 月 日

(関係市町村都市計画担当課長) 様

鳥取県県土整備部技術企画課長

〇〇〇都市計画△△△の決定 (変更) について (照会)

このことについて、別添のとおり都市計画の決定 (変更) を行いたいので、貴 (市町村) の意見を求めます。

ついては、年 月 日 () までに御回答くださるようお願いいたします。

(様式第5号) 市町村への意見照会 (18条1項)

第 号
年 月 日

(関係市町村長) 様

鳥取県知事

〇〇〇都市計画△△△の決定 (変更) について (照会)

このことについて、別添のとおり都市計画の決定 (変更) を行いたいので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第18条第1項の規定 (第21条第2項において準用する場合を含む) により、貴 (市町村) の意見を求めます。

については、 年 月 日 () までに御回答くださるようお願いいたします。

(様式第6号：指定様式) 国土交通大臣事前協議

第 号
年 月 日

国土交通省中国地方整備局長 様

鳥 取 県
上記代表者 鳥取県知事

〇〇〇都市計画△△△の決定(変更)について(事前協議)

標記について、都市計画法(昭和43年法律第100号)(第21条第2項の規定において準用する同法)第18条第3項の同意を得る予定ですが、都市計画決定事務を円滑に処理する必要がありますので、あらかじめ国土交通省の意見を伺います。この場合において、当該同意を得る際に必要となる国の関係行政機関の長への協議又は意見聴取については、国土交通省においてこれを行い意見をとりまとめた上で回答されるようお願いいたします。

なお、回答については、都市計画決定事務を円滑に処理するため必要がありますので、文書にて行われるようお願いいたします。

(添付書類)

- 1 計画書
- 2 総括図
- 3 計画図
- 4 計画の策定の経緯の概要

(様式第7号：指定様式) 国土交通大臣協議(18条3項)

第 号
年 月 日

国土交通省中国地方整備局長 様

鳥 取 県
上記代表者 鳥取県知事

〇〇〇都市計画△△△の決定(変更)について(事前協議)

このことについて、都市計画法(昭和43年法律第100号)(第21条第2項の規定において準用する同法)第18条第3項の規定により、協議します。

(添付書類)

- 1 計画書
 - 2 総括図
 - 3 計画図
 - 4 計画の策定の経緯の概要
-

(様式第8号：指定様式) 国土交通大臣協議の送付文

第 年 月 日 号

国土交通省中国地方整備局長 様

鳥 取 県
上記代表者 鳥取県知事

〇〇〇都市計画△△△の決定(変更)の協議に係る添付書類について(通知)

平成 年 月 日付第 号の協議に係る計画書、総括図及び計画図は、平成 年 月 日付第 号で事前協議の際に提出した図書と変更がないことを証明します。

(様式第9号) 都市計画案への意見書(17条2項)

年 月 日

都市計画案への意見書

鳥取県知事 様

(意見者)
住 所
氏 名
連絡先

都市計画の案に対し、都市計画法第17条第2項の規定により下記のとおり意見書を提出します。

記

件名	〇〇〇都市計画△△△の決定(変更)
都市計画案との利害関係	(意見者が関係市町村の住民でない場合のみ記入)
意見の内容	

注1) 提出された意見書の要旨は鳥取県都市計画審議会に提出されます。

注2) 都市計画案との利害関係とは、勤務先が関係市町村、決定予定の施設(道路等)を利用する等で意見者が都市計画案との利害関係人であることの理由を記載してください。

注3) 意見書により鳥取県が得た個人情報(都市計画の決定(変更)手続き以外の目的)で使用しません。

注4) 意見の内容は「別紙のとおり」と記載し、別紙により提出していただいても構いません。

(様式第10号) 都市計画案への意見書に対する見解書(18条2項)

第 年 月 日 号

都市計画案への意見書に対する見解書

鳥取県都市計画審議会会長 様

鳥取県県土整備部長

都市計画案の縦覧を行ったところ、下記のとおり意見書が提出されましたので、都市計画法第18条第2項の規定により見解を添えて意見書の要旨を提出します。

記

審 議 会 名	第 回鳥取県都市計画審議会(平成 年 月 日)
件 名	〇〇〇都市計画△△△の決定(変更)
縦 覧 期 間	平成 年 月 日()から平成 年 月 日()まで
縦 覧 者 数	〇名

提出のあった意見書 ○件

【意見書の要旨と都市計画決定権者（県）の見解】

意見書の要旨	都市計画決定権者（県）の見解

（様式第11号）都市計画決定図書の送付（20条第1項）

第 号
年 月 日

（関係市町村長）様

鳥取県知事

〇〇〇都市計画△△△の決定（変更）の図書の写しについて（送付）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定に基づき都市計画を決定しましたので（第21条第1項の規定に基づき都市計画を変更しましたので、同条第2項において準用する）、同法第20条第1項の規定により、別添のとおり図書の写しを送付します。

（様式第12号）都市計画の決定（変更）の告示

土都計第2号【都市計画の決定】

鳥取県告示第 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 年 月 日

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

- 1 都市計画の種類及び名称
〇〇〇都市計画△△△
- 2 都市計画を定める土地の区域
〇〇〇
- 3 縦覧場所
鳥取県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

（記載上の注意事項）

- 1 都市計画の種類及び名称
〇〇〇は都市計画区域名、△△△は都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（法第6条の2）、区域区分（法第7条）、地域地区（法第8条）、都市施設（法第11条）、市街地開発事業（法第12条）、市街地開発事業等予定区域（法第12条の2）等とする。
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - （1）都市計画を定める土地の区域は、郡、市、町村、大字（町及び丁目）をもって表すものとする。関係する土地の区域が多い場合等で、これによりがたい場合には「計画図のとおり（計画図は省略し、縦覧場所で縦覧に供する。）」と記載する。（下水道の排水区域のみの場合は「計画図」を「総括図」と記載する。）
 - （2）都市計画が複数に分かれる場合には、それぞれについて土地の区域を記載する。

土都計第2号【都市計画の変更】

鳥取県告示第 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 年 月 日

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

- 1 都市計画の種類及び名称
○○○都市計画△△△
- 2 都市計画を変更する土地の区域
○○○
- 3 縦覧場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

（記載上の注意事項）

- 1 都市計画の種類及び名称
 - （1）○○○は都市計画区域名、△△△は都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（法第6条の2）、区域区分（法第7条）、地域地区（法第8条）、都市施設（法第11条）、市街地開発事業（法第12条）、市街地開発事業等予定区域（法第12条の2）等とする。
 - （2）名称を変更する場合は、変更後の名称を記載し、その横に括弧書きで変更前の名称を記載する。
（例）○○○都市計画△△△（変更前 ○○○都市計画△△△）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - （1）都市計画を変更する土地の区域は、郡、市、町村、大字（町及び丁目）をもって表すものとし、次の例のように区分して記載する。関係する土地の区域が多い場合等で、これによりがたい場合には「計画図のとおり（計画図は省略し、縦覧場所で縦覧に供する。）」と記載する。（下水道の排水区域のみの場合は「計画図」を「総括図」と記載する。）
（例）追加する部分 ○○ 変更する部分 ○○ 削除する部分 ○○
 - （2）都市計画が複数に分かれる場合には、それぞれについて土地の区域を記載する。

（様式第13号）都市計画の決定（変更）に係る図書の写しの縦覧の公告

土都計第3号【都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧】

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、○○（市町村）から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 年 月 日

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

- 1 都市計画の種類及び名称
○○○都市計画△△△
- 2 縦覧場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

(記載上の注意事項)

都市計画の種類及び名称

〇〇〇は都市計画区域名、△△△は地域地区(法第8条)、促進区域(法第10条の2)、都市施設(法第11条)、市街地開発事業(法第12条)、地区計画等(法第12条の4)等とする。

土都計第3号【都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧】

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、〇〇(市町村)から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 年 月 日

鳥取県知事 〇 〇 〇 〇

- 1 都市計画の種類及び名称
〇〇〇都市計画△△△
- 2 縦覧場所
鳥取県土整備部技術企画課(鳥取市東町一丁目220)

(記載上の注意事項)

都市計画の種類及び名称

〇〇〇は都市計画区域名、△△△は地域地区(法第8条)、促進区域(法第10条の2)、都市施設(法第11条)、市街地開発事業(法第12条)、地区計画等(法第12条の4)等とする。

(様式第14号)都市計画の決定(変更)案の縦覧の公告

土都計第4号【都市計画の決定案の縦覧】

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により、都市計画を決定しようとするので、同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成 年 月 日

鳥取県知事 〇 〇 〇 〇

- 1 都市計画の種類及び名称
〇〇〇都市計画△△△
- 2 都市計画を定める土地の区域
〇〇〇
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県土整備部技術企画課(鳥取市東町一丁目220)及び〇〇市役所(町村役場)〇〇課(所在地)
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間

年 月 日から 年 月 日まで（2週間）

（記載上の注意事項）

1 都市計画の種類及び名称

〇〇〇は都市計画区域名、△△△は都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（法第6条の2）、区域区分（法第7条）、地域地区（法第8条）、都市施設（法第11条）、市街地開発事業（法第12条）、市街地開発事業等予定区域（法第12条の2）等とする。

2 都市計画を定める土地の区域

（1）都市計画を定める土地の区域は、郡、市、町村、大字（町及び丁目）をもって表すものとする。関係する土地の区域が多い場合等で、これによりがたい場合には「計画図のとおり（計画図は省略し、縦覧場所で縦覧に供する。）」と記載する。（下水道の排水区域のみの場合は「計画図」を「総括図」と記載する。）

（2）都市計画が複数に分かれる場合には、それぞれについて土地の区域を記載する。

土都計第4号【都市計画の変更案の縦覧】

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成 年 月 日

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○

1 都市計画の種類及び名称

〇〇〇都市計画△△△

2 都市計画を変更する土地の区域

〇〇〇

3 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び〇〇市役所（町村役場）〇〇課（所在地）

4 縦覧期間及び意見書の提出期間

年 月 日から 年 月 日まで（2週間）

（記載上の注意事項）

1 都市計画の種類及び名称

（1）〇〇〇は都市計画区域名、△△△は都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（法第6条の2）、区域区分（法第7条）、地域地区（法第8条）、都市施設（法第11条）、市街地開発事業（法第12条）、市街地開発事業等予定区域（法第12条の2）等とする。

（2）名称を変更する場合は、変更後の名称を記載し、その横に括弧書きで変更前の名称を記載する。

（例）〇〇〇都市計画△△△（変更前 〇〇〇都市計画△△△）

2 都市計画を変更する土地の区域

（1）都市計画を変更する土地の区域は、郡、市、町村、大字（町及び丁目）をもって表すものとし、次の例のように区分して記載する。関係する土地の区域が多い場合等で、これによりがたい場合には「計画図のとおり（計画図は省略し、縦覧場所で縦覧に供する。）」と記載する。（下水道の排水区域のみの場合は「計画図」を「総括図」と記載する。）

（例）追加する部分 ○○ 変更する部分 ○○ 削除する部分 ○○

（2）都市計画が複数に分かれる場合には、それぞれについて土地の区域を記載する。

【平成28年4月作成】

鳥取県土整備部技術企画課

都市計画室

電話：0857-26-7366 FAX：0857-26-8189

電子メール：gijutsukikaku@pref.tottori.jp